

平成27年7月24日
全国人権擁護委員連合会

～いじめ問題に関する再度の緊急メッセージ～

平成27年度の子ども・若者白書では、小学生の二人に一人がいじめ被害を受けたことがあるとされています。「いじめ防止対策推進法」が平成25年から施行され、いじめ防止基本方針の作成が国、自治体及び学校に義務づけられました。学校でも早期発見に努めています。しかし、児童生徒間のいじめはより潜在化しており、教員が発見することがますます難しくなっています。インターネットを使った学外でのいじめの場合はなおさらです。痛ましい出来事も後を絶ちません。そこで、改めて緊急メッセージを発信させていただきたいと思えます。

いじめをしている人は、ストレスの解消のつもり、遊び半分で行っているのかもしれませんが。しかし、相手の人を死に追いやりかねません。自分の人生も取り返しのつかないものにしかねません。絶対にしないでください。している人はすぐにやめてください。

いじめを受けている人、いじめを見た人、聞いた人は、私たち、人権擁護委員に連絡してください。

小中学校を通して全国の小中学生に配布した「子どもの人権 SOS ミニレター」を使って連絡しても、全国共通・無料の「子どもの人権 110 番」(0120-007-110)に電話してもかまいません。メールも受け付けています。秘密は必ず守ります。

私たち人権擁護委員は、「人権」を取り戻すための仕事に取り組んでいます。いじめを、そして、仕返しをストップさせるために、全国1万4千人の人権擁護委員が全力を尽くします。どうか声をあげて、私たちに助けを求めてください。

保護者の方も、お子さんを護るために、人権擁護委員を御活用ください。

子どもの未来は人類の未来なのです。この未来を希望に満ちたものにしたい。これが私たちの願いです。